

監査公表第12号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査（学校現地監査）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年10月10日

敦賀市監査委員	安久	彰
同	中村	淳
同	山崎	法子

平成30年度定期監査（学校現地監査）に係る結果報告

1 監査の実施日

平成30年 7月26日（木）

2 監査の対象

松原小学校、黒河小学校、気比中学校における現金の取扱い状況、備品の管理状況、理科教材薬品の管理状況等

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書と各学校等における現地調査により、監査の対象とした項目について、必要に応じ関係職員の説明を聴取し、これらの管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各学校における現金の収納状況、消耗品の購入状況、備品等の管理状況については、おおむね適正に行われていると認められたが、次の事項については、改善等必要な措置を講じられたい。

(1) 消耗品、備品等について

消耗品については、各学校で保管している数量を把握し、計画的な購入、適正な在庫管理をしていただきたい。備品については、備品台帳と備品等が容易かつ明確に管理できるよう再度検討されたい。また、購入にあたっては、所管課と各学校で情報共有を図り、適切かつ効果的な予算執行に努められたい。

(2) 購買について

購買物品については、金額に換算するものという認識で定期的な在庫管理をしていただきたい。特に年度末においては、在庫の棚卸しを踏まえて収支を把握し、適正な管理に努められたい。

(3) 給食について

給食材料については、適切な在庫を把握しながら必要に応じて購入していただきたい。また、給食費については、負担の公平性の観点から、翌年度に大きく繰り越すことのないよう留意いただきたい。